

久留米市企業局上下水道料金等関連業務プロポーザル関連様式集

提出	様式番号	様 式 名 称	提出時期
要	様式第1号	参加申込書	参加申込時
要	様式第2号	参加資格に係る申立書	〃
要	様式第3号	役員等調書及び照会承諾書	〃
要	様式第4号	情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書	〃
要	様式第5号	業務実績表	〃
該当する場合 要	様式第6号	委任状	〃
該当する場合 要	様式第7号	共同企業体結成予定書兼委任状	〃
※	様式第8号	プロポーザル参加要請書	※提出不要
※	様式第9号	プロポーザル参加資格審査結果通知書	※提出不要
該当する場合 要	様式第10号	閲覧申込書	
要	様式第11号	企画提案書	企画提案書等提出時
要	様式第12号	会社概要調書	〃
要	様式第13号	価格提案書	〃
要	様式第14号	積算内訳書	〃
該当する場合 要	様式第15号	プロポーザル質問書	
※	様式第16号	プロポーザル選定結果通知書	※提出不要
※	様式第17号	プロポーザル非選定結果通知書	※提出不要
該当する場合 要	様式第18号	久留米市企業局上下水道料金等関連業務共同企業体協定書	契約時

様式第 1 号

令和 年 月 日

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

## 参加申込書

下記業務のプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

### 記

- 1 業務名  
久留米市企業局上下水道料金等関連業務
- 2 添付書類
  - (1) 参加資格に係る申立書（様式第 2 号）
  - (2) 役員等調書及び照会承諾書（様式第 3 号）
  - (3) 情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書（様式第 4 号）及びプライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類等の写し、ただし、共同企業体の構成員については、個人情報保護方針の写しでも可
  - (4) 会社のパンフレット等
  - (5) 業務実績表（様式第 5 号）及び受託実績を証する契約書の写し
  - (6) 委任状（様式第 6 号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
  - (7) 登記事項全部証明書及び定款
  - (8) 納税（滞納なし）証明書
  - (9) 共同企業体結成予定書兼委任状（様式第 7 号）（共同事業体の場合）

### 連絡先等

- (1) 住所又は所在地
- (2) 担当者所属等
- (3) 担当者職・氏名
- (4) 電話番号
- (5) F A X 番号
- (6) E-mail アドレス

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

## 参加資格に係る申立書

久留米市企業局上下水道料金等関連業務のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

### 記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でない。
- 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止処分を受けていない者である。
- 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと、また、法人であってその役員が暴力団員ではない。
- 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でない。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定める規定を遵守し、障害者に対する合理的配慮の提供を行うことができる者である。
- この業務において他の共同企業体の構成員となっていない、または単独で参加していない。（共同企業体でない場合はチェックは不要。）

※該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

### 役員等調書及び照会承諾書

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し、福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	性別	生年月日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日
			男・女	T S H 年 月 日

#### 【注意事項】

- 1 法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書

商号又は名称

1 情報セキュリティ等に関する公的認証			
認証名称	取得年月	認証番号	認証の内容
2 個人情報保護方針の策定状況			
名 称		策定年月	主な内容

※ 取得認証については、認定書・付属書の写しを添付してください。

※ 個人情報保護方針については、その写しを添付してください。

## 業 務 実 績 表

No.	業 務 名	発注者名	契約金額 (千円)	受託期間	人 口	業 務 内 容					
						受付・窓口	収納・滞納 整理	検針	下水道使 用料関連	受益者負 担金関連	保安業務
1				年 月 日から 年 月 日まで							
2				年 月 日から 年 月 日まで							
3				年 月 日から 年 月 日まで							
4				年 月 日から 年 月 日まで							
5				年 月 日から 年 月 日まで							

※ 過去5年間において、1年以上継続して受託した事業のうち、主要な事業の実績を記載してください。

なお、記載する事業数は、5事業以内とします。

※ 記載した受託実績の契約書の写しを添付してください。

※ 業務内容の欄は、該当するものすべてに○を記入してください。

# 委任状

令和 年 月 日

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

所在地  
委任者 名 称  
(本 社)  
代表者職氏名 印

私は次の者を受任者と定め、久留米市企業局上下水道料金等関連業務に係る下記の事項に関する権限を委任します。

所在地  
受任者 名 称  
(支店等)  
代表者職氏名 印

記

## 委任事務

- (1) プロポーザルの参加及び提案に関すること
- (2) 契約締結に関すること
- (3) その他契約履行に関すること

令和 年 月 日

## 共同企業体結成予定書兼委任状

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

(代表者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

久留米市企業局上下水道料金等関連業務のプロポーザルへ参加するにあたり、次の者と共同企業体を結成し、代表者に必要書類の作成及び提出について委任の上、提案を行います。

当社は、久留米市企業局上下水道料金等関連業務のプロポーザル参加に関し、申請者と共同企業体を結成し、提案することに合意しております。

住所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

住所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

※支店が構成員となる場合は、委任先の支店で記載・押印すること（印は委任状の委任者印と一致のこと）

様

久留米市企業管理者  
石原 純治

プロポーザル参加要請書

先に参加申込みいただきました、久留米市企業局上下水道料金等関連業務公募型プロポーザルへの参加資格を審査した結果、参加資格を有すると認められましたので、同プロポーザルへの参加を要請いたします。

つきましては、下記受付期間内に企画提案書等の提出をお願いいたします。

記

- 1 受付期間 令和8年 月 日 ( ) から令和8年 月 日 ( )
- 2 提出先
  - (1) 住 所 〒839-8501  
福岡県久留米市合川町2190-3 上下水道部合川庁舎2階
  - (2) 名 称 久留米市企業局 上下水道部営業管理課 管理チーム
  - (3) 電話番号 0942-30-9078
  - (4) FAX番号 0942-38-2694
  - (5) E-mail アドレス eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp

様

久留米市企業管理者  
石原 純治

プロポーザル参加資格審査結果通知書

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当プロポーザルへの参加申込みをいただき、厚く御礼申し上げます。

誠に残念ではございますが、久留米市企業局上下水道料金等関連業務公募型プロポーザルへの参加資格を審査した結果、参加資格を有しないと認められましたのでお知らせいたします。

上記の結果ではございますが、今後とも、本市上下水道事業につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

《問合せ先》

- (1) 住 所 〒839-8501  
福岡県久留米市合川町2190-3
- (2) 名 称 久留米市企業局 上下水道部営業管理課 管理チーム
- (3) 電話番号 0942-30-9078
- (4) FAX番号 0942-38-2694
- (5) E-mail アドレス eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 閲覧申込書

久留米市企業局上下水道料金等関連業務に係る企画提案書作成に必要な各種資料の閲覧について、下記のとおり申込みます。なお、資料の取扱いについては、汚損、破損等のないよう十分に注意することを誓約いたします。

### 記

1 閲覧資料名（資料の種類、内容を記述）

2 閲覧希望日時

（1）閲覧希望日時（第1希望）

令和 年 月 日（ ） 時 から 時

（2）閲覧希望日時（第2希望）

令和 年 月 日（ ） 時 から 時

3 閲覧者人数及び氏名

（1）閲覧人数 名

（2）閲覧者氏名

連絡先等

（1）住所又は所在地 〒

（2）担当者所属等

（3）担当者職・氏名

（4）電話番号

（5）FAX番号

（6）E-mail アドレス

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 企画提案書

久留米市企業局上下水道料金等関連業務について、次のとおり企画提案書及び添付書類を提出いたします。なお、記載内容は事実と相違ありません。

### 連絡先等

- (1) 住所又は所在地 〒
- (2) 担当者所属等
- (3) 担当者職・氏名
- (4) 電話番号
- (5) F A X 番号
- (6) E-mail アドレス

## 会社概要調書

フリガナ	
商号又は名称	
設立年月日	

## 1 本 社

郵便番号			
所在地			
代表者職名		電話番号	
代表者氏名		FAX番号	

## 2 支店等（契約締結権を支店等に委任する場合のみ記入）

郵便番号			
支店等名称	(会社名は不要)		
所在地			
支店長等職名		電話番号	
支店長等氏名		FAX番号	

総従業員数				
総事業所数				
久留米市内の事業所の有無	本社	有 ・ 無	支社・支店・営業所等	有 ・ 無
資本金				
自己資本額				
事業内容				

## 3 連絡先

所在地		電話番号	
所属部署名		FAX番号	
担当者職氏名		E-mail	

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 価格提案書

令和9年度から令和13年度まで同一業務を引き続き行うことを積算条件として、下記のとおり見積りいたします。

なお、内訳は、別添積算内訳書のとおりです。

### 記

- 業務名 久留米市企業局上下水道料金等関連業務
- 業務執行場所 久留米市企業管理者が指定する場所
- 提案見積価格

提案 見積価格		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
------------	--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

※ 価格は、消費税及び地方消費税を含まない見積価格とし、価格の先頭に「¥」マークを記載すること。

※ 価格は、業務委託期間（5年間）の合計を記載すること。

## 積算内訳書

商号又は名称

項目	科目	科目別費用	内訳
人件費	給料等		基本給・諸手当・賞与・時間外手当
	法定福利費		社会保険料事業主負担額
	退職給与引当金		
	賃金		
	福利厚生費		
	小計		
現場管理費	通信費		電話（携帯）、インターネット使用料等
	図書印刷費		住宅地図、帳票類等
	事務用品費		文具類等
	消耗品費		事務用消耗品等
	運搬費		車両ガソリン代
	修繕費		車両修繕費
	保険料		自動車保険、傷害保険等
	旅費交通費		出張旅費等
	会議費		会議研修費等
	租税公課		自動車税、印紙税等
	減価償却費		車両等
	被服費		
	雑費		
	小計		
管理費	一般管理費		
	その他諸経費		
委託期間（5年間）の総合計			価格提案書の金額と一致すること

プロポーザル質問書

令和 年 月 日

久留米市企業管理者  
石原 純治 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先(担当者名)  
連絡先(電話番号)  
連絡先(メールアドレス)

久留米市企業局上下水道料金等関連業務公募型プロポーザルに関する以下の事項について質問します。

No	質問項目・頁	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

様

久留米市企業局管理者  
石原 純治

プロポーザル選定結果通知書

この度実施いたしました、久留米市企業局上下水道料金等関連業務公募型プロポーザルにおいて、各参加事業者から提出された企画提案書等を厳正に審査した結果、貴社を久留米市企業局上下水道料金等関連業務受託候補事業者として決定いたしましたのでお知らせします。

《問合せ先》

- (1) 住 所 〒839-8501  
福岡県久留米市合川町2190-3
- (2) 名 称 久留米市企業局 上下水道部営業管理課 管理チーム
- (3) 電話番号 0942-30-9078
- (4) FAX番号 0942-38-2694
- (5) E-mailアドレス eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp

様

久留米市企業局管理者  
石原 純治

プロポーザル非選定結果通知書

この度実施いたしました、久留米市企業局上下水道料金等関連業務公募型プロポーザルにおいて、各参加事業者から提出された企画提案書等を厳正に審査した結果、残念ながら貴社につきましては、受託候補事業者に選定されなかったことを通知いたします。

上記の結果となりましたが、今回のプロポーザルへの参加をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、当企業局と第一順位の受託候補事業者との間で、本件業務委託契約締結の協議が整わなかった場合は、次順位の事業者を受託候補事業者として、契約締結交渉を行うことがありますので、申し添えます。

今後とも、本市上下水道事業につきましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

《問合せ先》

- (1) 住 所 〒839-8501  
福岡県久留米市合川町2190-3
- (2) 名 称 久留米市企業局 上下水道部営業管理課 管理チーム
- (3) 電話番号 0942-30-9078
- (4) F A X 番号 0942-38-2694
- (5) E-mailアドレス eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp

## 久留米市企業局上下水道料金等関連業務共同企業体協定書

### (目的)

第1条 当共同企業体は、久留米市企業局の発注する久留米市企業局上下水道料金等関連業務(以下「業務」という。)を共同連帯して受託することを目的とする。

### (名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を代表者の住所に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の履行完了後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前2項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

様式第18号

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表構成員	_____	_____ %
構成員	_____	_____ %
構成員	_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及びその他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務について運営委員会で定める期間ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行完了する日までは脱退することができない。

## 様式第18号

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に関する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

様式第18号

代表者 \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり、  
\_\_\_\_\_ 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定  
書 \_\_\_\_\_ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和    年    月    日

代表構成員 住 所  
                  商号又は名称  
                  代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所  
                  商号又は名称  
                  代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所  
                  商号又は名称  
                  代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印